

私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会ウェブサイト運用に係る申し合せ

- 1 この申し合せは、私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会（以下、協議会という。）の諸活動に関わる様々な情報を、ウェブサイトにより迅速かつ円滑に流通させることを目的として定める。
- 2 協議会のウェブサイトに関する全責任は協議会理事校（以下、理事校という。）が負う。
 - (2) 理事校は、ウェブサイトにおいて、その正常かつ健全な運用に著しく支障を来たすものと認められる情報が発信された場合は、当該ページの掲載停止又は、削除、当該ページに係るリンクの解除等必要な措置を、協議会研究会運営委員会（以下、運営委員会という。）に命じることができる。
- 3 協議会のウェブサイトは、私立大学図書館協会ウェブサイトの下に置く。
- 4 ウェブサイトの運用・管理は、理事校から運営委員会が委嘱を受け、実務は運営委員会ウェブサイト担当者が行う。
- 5 掲載する情報内容は次に掲げるものとする。
 - ① 総会、常任幹事会その他協議会活動全般に関わる情報
 - ② 研究会活動に関わる情報並びに機関誌「館灯」に関わる情報
 - ③ 協議会図書館管理・運営実務責任者会議（以下、図書館管理・運営実務責任者会議という。）活動に関わる情報
 - ④ 協議会加盟館からの情報
 - ⑤ その他、理事校が必要と認める情報
 - (2) 掲載する情報内容についての責任は次のとおりとする。前項①及び⑤は理事校、②は協議会研究会（以下、研究会という。）委員長校、③は図書館管理・運営実務責任者会議幹事校、④は協議会加盟館が、それぞれ責任を負うものとする。
 - (3) 掲載する情報の流れは以下のとおりとする。
 - ① 理事校 → 研究会委員長校 → ウェブサイト担当者
 - ② 研究会幹事校 → 研究会委員長校 → ウェブサイト担当者
 - ③ 図書館管理・運営実務責任者会議幹事校 → 研究会委員長校 → ウェブサイト担当者
 - ④ 協議会加盟館 → 理事校 → 研究会委員長校 → ウェブサイト担当者
 - (4) 掲載された情報の確認は、前項の逆の流れとする。
- 6 協議会加盟館ならびにウェブサイト閲覧者からの問合せのために、電子メールアドレスを次のところに設ける。
 - ① 協議会
 - ② 研究会
 - ③ 図書館管理・運営実務責任者会議
- 7 ウェブサイトに掲載する原稿等については、次のとおりに定める。ウェブサイト掲載にあたり、構造、デザイン、データ容量の都合上、内容を大きく変えない範囲で変更することができる。
- 8 サイトポリシーは、私立大学図書館協会のそれに準拠することとする。
- 9 その他必要な事項については、東海地区協議会常任幹事会において適宜協議することとする。

この申し合せは、2003年5月30日より実施する。

この申し合せは、2005年5月24日より実施する。

この申し合せは、2009年4月1日より実施する。

この申し合せは、2010年4月1日より実施する。